

委員長 皆さま、こんにちは。12月ということで、冬というのは寒いだけではなく冷たいのだなと感じていますが、この12月の恐らく一番寒い日にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は承認事項がいくつかございますので、たくさんご意見をいただきながら良いものにしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

2 議事

議題（1）地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針について

当日配布資料1に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員 この資料の書き方についてですが、「5 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針」の箇条書きはア～エを使って書かれているが、「6 地域ケア会議の運営方針」は(1)～(3)と数字が使われていて、統一されていない。また、見出しの後にいきなり箇条書きで続くのか、文章での説明があって箇条書きになるのかというところも揃っていない。指摘しないと直らないところだと思うし、市役所の書類は統一されていないものなので、そういったところも注意してやっていただきたい。内容については、良いと思います。

委員長 この部分については変更ができそうなものですか、それともどこから引用されているものですか。

事務局 介護支援専門員に対する支援の内容は4項目あり、地域ケア会議は3種類あるという形で、意味合いが少し異なるということでこのような形にさせていただいておりますが、文書上適切ではないということであれば修正することは可能です。

委員長 どこからかの引用で表現を変えられないのであれば、その旨一文を書きいただければ良いと思います。こちらでこのように定められているので岩倉市でもこのように実施します、と書いていただければ変えられない理由が明記されますので、岩倉市で作成された文書であれば表記を修正することも可能だと思います。

事務局 引用等については今すぐにはわかりかねるので、また確認してから対応させていただきたいと思ひます。

委員 この実施方針の元は第9期計画案の38ページ「1 地域包括ケアシステムの充実」であり、これに向けた実施方針を説明されたということによろしいでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員長 内容についてのご意見、ご質問が無いようであれば、承認を取りますがよろしいでしょうか。岩倉市の地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針（案）について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

<一同挙手>

委員長 ありがとうございます、承認されました。

議題（2）第9期計画案（第4回当日配布資料）への意見について

資料2に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございました。皆さまからご質問、ご意見等ございますか。

委員 135ページのケアドカフェに関する表記がそのままになっていたという点について、見落としておりました。そこを押さえていただきありがとうございます。ただ、その項目について、認知症カフェという表記になっております。認知症カフェと高齢者サロンの違いについては色々あるとは思いますが、確かに私たちがやっているものは高齢者のみを対象者とはしておらず誰が来ても良いとなっているし、目的としては地域全体に認知症など色々なことを理解して寛容に受け入れてもらうことで、そのために地域の皆さまに向けてそのような形でやっているし、その内容も歌ったりレクリエーションをしたりするものではなく、それぞれの人が居心地の良い空間で会話を中心を集まっているわけなので、認知症カフェではあると思います。ただ、地域の皆さまに受け入れてもらう場合に認知症カフェという名前では、自分は認知症ではないから行ってはいけないだろう、私には全然関係のないものだろうというように見逃されてしまうこともあり、それではもったいないので、そういった誤解を生まないようにできる限り認知症カフェという言葉を使わず、ケアドカフェという形で今までやってきました。計画上の表記だけで言えば認知症カフェだと思うのでそれで良いのかもしれませんが、その点をご承知おきいただきたいです。今、場所を貸していただいている方も「みんなのおうち ケアドカフェ」としたいと自らおっしゃられて、その名前でお借りしてやっているのです、そういった経緯があることをお含みおきいただければと思います。このまま認知症カフェという表記で他のところにもなし崩しに表記されていくと、ボランティアでや

っていらっしゃる皆さまがどうなのかという思いを抱くかもしれませんので、よろしく願いいたします。

議題（3）第9期計画案のパブリックコメントの実施について

資料3に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員 このパブリックコメントに関する内容は広報に掲載されますか。ホームページ上でなければ見られませんか。

事務局 広報には、パブリックコメントを実施しますというお知らせが掲載されます。

委員 前回は、何件くらいご意見がありましたか。

事務局 前回はありませんでした。

委員 その0件という結果に対して、どう思われますか。

事務局 ハードルが高いのか、関心がないのか、あとはご意見が特になく納得されている、ということもあるかと思えます。

委員 ボリュームがあって疲れてしまうということもありますし、何を質問して良いのかもわからないかもしれません。

委員長 一般的に行政計画はすべてパブリックコメントを実施することになっているかと思いますが、岩倉市の他の計画のパブリックコメントでは多くの意見が来る、という現状はありますか。

事務局 障がい者計画等や自殺対策計画も、同じ時期にパブリックコメントを行う予定になっていますが、前回の意見はなかったと聞いています。

委員 資料4の第9期計画案の内容についてならば、保険料が上がるという内容なので意見はあるだろうとは思いますが。

議題（４）第９期計画案について、議題（５）第９期介護保険料について

委員長 この（４）と（５）は連動していますので、一括してご説明いただきます。

資料４、当日配布資料２、資料５に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員 ９ページの人口の推移について、私の読み違いがあるかもしれませんが、2023年のところが人口が減っているにもかかわらずグラフは伸びています。これは図の作り間違いではないかという気がします。どうなのでしょう。

事務局 1990年から2020年までは、国勢調査の人口であり、グラフに加え年齢不詳の方がいらっしやいまして、その部分で少し短くなっている形です。数字を3つ足しても総人口になりませんが、そこに年齢不詳の人が加わるような書き方をしています。2023年のものは住民基本台帳の人口であり、年齢不詳の方がいないということで、足すとちょうど総人口になっています。

委員長 年齢不詳の人口をグラフの中に入れることはできませんか。

事務局 入れられます。書き方は、不詳という形で入れさせていただきます。

委員 6ページ「1. 介護サービス基盤の計画的な整備」の①に、「サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要」と書かれているが、計画において議論するとは普通書かないと思います。表現が前向きになっていません。計画的に推進をする、などと書かれていれば問題はありますが、議論をするというのは計画の前提条件だと思います。それと「2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」の①のところで、「包括的な相談支援等を担うことも期待」とありますが、期待とはどこに期待するのですか。地域包括支援センターですか。主体を考えると、期待するという表現では市が民間に対して何か期待をしている、と捉えられますが、それで良いですか。それから、③に給付適正化事業について書かれているが、これは何をされているのか。

事務局 こちらは、国の指針をそのまま転記している形です。

委員 そういうことを明記してください。

事務局 ここの文言についてはまた少し検討いたします。また、給付適正化事業について

は、ここは説明しておりませんが132ページに記載をしております。

委員 前回の会議で高齢者保健福祉計画は前期の計画から基本的に継承しているという話をお聞きしたが、障がい者計画の委員会に出席した際、そちらでは前期計画に対してどのように違いがあるのか、新規事業は何かという資料がありました。そういった補足の説明資料が必要だと思うので、高齢者保健福祉計画でもやはり比較する資料を今後は作ってほしいです。

事務局 サービスに関する部分については、第8期まではこういった取組をやってきて、第9期ではこのようにやっていきます、という形で記載しております。

委員 それと保険料について、資料5に参考として書かれている部分ですが、まず保険料基準額4,996円という数字はどこから算出したものですか。月額ですか。

事務局 第8期における保険料の月額です。

委員 では、これに12を掛けた金額が、基本的に年間の保険料ということですね。それに対して、案として出ている5,395円というのは、第9期における第5段階の人の月額を言っているのですか。

事務局 はい。そちらが第9期案の標準の月額になります。

委員 つまり、参考として書かれている欄のプラス何円というのは、基金を取り崩した場合はこれだけ保険料基準額が上がるという記述にしてあるということですね。それで、第9期の案では、所得段階がこの表のとおり増えて、この中の基準額となっている第5段階のところは5,395円だということですね。この基金というものは、毎年取り崩しているということですか。

事務局 はい。第8期でも基金を投入しています。

委員 以前確認させていただきましたが、国保財政同様介護保険財政についても一般財源から投入する部分があるかと思いますが、それについてはどのように見れば良いのですか。その投入については加味せずに試算しているのですか。

事務局 介護保険事業には公費も投入されており、その負担率は128ページの図のとおりとなっています。これ以上に市の財政から投入する、ということはしていません。

委員 では、一般財源の投入を加味して基準額を調整している、ということですか。この記載内容ではそういう考え方ではなく、基金の取り崩しのみを反映した金額が記載

されていると思われます。

事務局 法定の市の負担率以上の投入はしていないので、市独自の公費の投入は加味していませんが、法的な負担分については一般財源を投入しています。

委員長 整理すると、法定の市町村からの充当分 12.5%はこの基準額にもう加味されていて、それ以外に岩倉市が独自で一般財源を投入する、ということは今までもしていないし、今回もするつもりはないということですね。

事務局 そのとおりです。128ページを見ていただくと、サービスによっては19.25%のものもありますが、図の市町村と書かれている部分が一般財源の投入分で、これ以外にはありません。恐らく、介護保険事業で市町村単独で法定以上に投入しているところはないと思います。

委員 全然ないのですね、だから市町村の決算でもないわけですね。

事務局 国保では法定外繰り入れを行っている市町村もありますが、介護保険事業では、最初からありません。ただし、会計としては、職員の人件費等は一般会計の繰入です。

委員 29ページ「② 認知症対策」というところで、3つ書いてありますが、先日成立した認知症基本法では、予防も入っていると思いますが一番目ではないような気がします。それとは関係なく、どれに重きを置くということもなく記載されていると思いますが、ここでは第8期までと同じように予防を最初に持ってきています。認知症対策の基本は理解を深めてもらうことですが、その前に共生社会というものが一番目に来ているような気がしていて、共生するためにはみんなが理解することが大切である、という順番だと私は解釈していますが、この記載の順番はどうなのでしょう。ここでは順番が関係なく、認知症基本法は成立したというだけでこれから始まるものなので良いとは思いますが、3年先を見通すとこれらの考え方を反映させなくても良いのかと思いました。

事務局 こちらはアンケート結果からこのような整理をしていて、認知症施策はまた本文の方に記載しております。

委員 134ページのところですね。ただ、そちらも「正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深め」というところがまず書かれていて、「共生社会を実現するために必要な正しい知識と理解」となるのではないかと思います。

委員 130ページの保険料基準額について、第8期は月額4,996円だったものが今回5,395円になると書かれていますが、今回介護給付費準備基金を初めて取り崩した

のか、今までも取り崩したことはあったのか。

事務局 今までも取り崩しています。

委員 この基金を積み立てた原資については、どのようなものですか。

事務局 余剰金です。介護保険サービスを運用する中で、歳入と歳出で歳入が大きくなった分をそのまま積み立ててきたものです。ただ毎回取り崩すので、第9期に取り崩す基金については第7期の最終年と、第8期の1～2年目で積み上がったものです。今年度の決算は来年にならないと出てこないのので、第6期の最終年と第7期の1～2年目に積み立てた基金は今年度末の段階では0になるという形です。

委員 先ほどあった話について、お金がある市町村で12.5%の法定負担率以上に繰入しようと思えば、可能性として0ではないということですね。

事務局 国として、それは適切ではないという通知は出しています。基本的に負担割合は決まっているものなので、それを超えて市町村が介護保険事業にお金を投入するというのは良くないという取り扱いがあります。その割合の範囲で分担して運営していくようなイメージです。

委員 資料5について、取扱い注意となっていますが、ホームページに載ったら取扱い注意は外れるということでしょうか。

事務局 パブリックコメントが始まれば、です。ただこの金額については報酬改定等でまた変わってきますので、そういった意味での取扱い注意もあります。必ず報酬改定はあると思いますので、これで確定という話ではないものです。設定、計画途中という意味での取扱い注意という意味もあるということです。

委員 報酬改定されると、当然基準額は高くなってきますよね。見込みとしてどれくらいこれが高くなると思いますか。

事務局 国は全体で1.59%プラスとは言っていますが、サービスごとにいろいろ変えていくとは思っているので、恐らく単純には計算できませんし、現時点ではわかりかねます。全体ではそのくらいになるのではないかと、いう程度です。

委員 初歩的な質問ですが、段階が増えていけば真ん中の基準は上がっていてもいいと思いますが、この市民税非課税世帯というのが中心なのですか。

事務局 この第5段階が基準です。

委員　そもそも国が 1.59%上げると言っていますが、この計画に何か関係しているのですか。

事務局　介護報酬の単価を全体で 1.59%上げるので、色々なサービスの給付費に影響してくると思います。

委員　この計画と直接関係あるかどうかわかりませんが、あったら良いと思うサービスで、特にひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の人は、年齢が高くなってくると家の中の色々な簡易な作業、例えば電球を換える、簡単な家の修理をするという作業ができなくなってくる。そういった場合のサービスというのは現在あるのか、また、もしないのであればそういったことを検討していただいても良いのではないかという気がします、そのあたりはどうでしょうか。

事務局　訪問介護のヘルパーさんの生活介護で掃除、洗濯、炊事というのはありますが、今の訪問介護だと家の修繕などはないと思います。

委員　それは介護認定を受けた場合の話ですよ。ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、介護認定を受けておらず非常に年齢が高い人になってくるとなかなか高所作業ができなくなるので、業者に頼むしかないという話になるのかもしれませんが、簡易なものであればそれを補えるような制度があれば良いのではないかと思います。

事務局　そのあたりは、地域で話し合ってお互いに援助をするということも一つかと思えますし、市独自としてのサービスを作るということも一つだと思いますし、それをどうするかについては色々あるとは思いますが、まだ具体的なものは現段階ではありません。そういったご要望があるということは承りました。

委員　今の住民同士の助け合いという内容は、地域福祉活動計画では全然網羅されていないのですか。

事務局　これからというところだと思います。

委員長　他の市町では、例えば 500 円で何でもやってくれるサービスを住民さんが立ち上げていて、地域に住んでいる人達の中で元気な方が助けを必要とする人のところへ行って、30分 500 円で枝の剪定や電球の交換、犬の散歩などの支援をしています。介護保険等ではやってもらえないが地域に住むには必要だということについて、支え合う仕組みを作っているところもあります。

委員　それで、それを地域の問題だとされてしまうと、地域というのはバックボーンがな

いものなので、それまでの住民同士の相互信頼関係がどうかということになってきます。なので、そういうバックボーンとなるものが必要なのではないかという気がしています。

事務局 そういった地域づくりから必要になってくると思います。今すぐというとなかなか難しいと思います。

委員長 細かいところですが、正誤表に入っていない部分で、69ページの「(1) 幼年期における高齢者との交流促進」の6行目「2021（令和3）及び」のところが「年」が抜けていると思います。

委員 前回も話に出たかもしれませんが、134ページに認知症ケアパスを認知症の啓発に使うというようなことが書かれていたと思います。この認知症ケアパスを書き替える、編集し直すというのは何年に1回ということは決まっていますか。岩倉市では前回やったのが令和2年でした。今回、成立した認知症基本法にも認知症の方ご本人が自分の意思で生活できるようにする、ということが入っていますし、やはり認知症ケアパスを使うのはご本人さんまたはそのご家族だと思しますので、ご本人が自分のしたいことなどを書き込めるものの方が良いかと思います。今の認知症ケアパスを見ると、認知症はこんな病気でごここまで悪化するのか、とがっかりして生きる希望を無くしてしまうようにも感じますので、今後作り替える予定はありますか。

事務局 一旦持ち帰って検討いたします。

委員 新聞でも話題になっていた国の社会保障審議会の議論で、4つ論点があったかと思います。利用者の自己負担率を1割から標準2割にするということが1つ、それから要介護1、2を訪問介護、通所介護の対象から外し、総合事業で対応するということが1つ、それからケアプランの有料化が1つ、最後に福祉用具の一部をレンタルから買い取りにするというものです。最後の福祉用具の一部をレンタルから買い取りに、というものは先ほどの説明にありましたが、もうここは確定したのですね。

事務局 確定ではないです。案です。

委員 案なのです。それ以外の3つはなくなっていないが、議論としては先送りになっている状態と解釈していますが、この3年間でその議論の結果を反映させることもあるか、ということをお知らせとして教えていただけますか。

事務局 自己負担率を1割から2割にすることはちょうど今国で議論しているところで、もしなかったとしても早く令和7年8月からという案もありますし、そもそも先送

りになったというような話もありますので、まだ正確な最新情報は得られていません。それ以外の2つは先送りだろう、という認識をしています。

委員 要介護1、2の訪問介護、通所介護の総合事業への移行とケアプランの有料化、これらが変わると保険料には何か影響がありますか。

事務局 利用者の自己負担が増えれば、保険料としては安くなると思います。

委員長 このことについては研究者の間で10年以上前からずっと、介護保険に予防というものを入れること自体が制度を破綻させるのではないかと、言われています。予防は自分自身がすることで、介護保険を使っていない方も食事について気をつけたり、運動したりすることは普通にやっていることです。その介護予防を保険料ですることには無理があつて、高齢者が増えれば増えるほどより難しくなるということがあり、議論の中でいつかなくなるとずっと言われています。もちろん予防が介護保険事業から外れれば介護保険料自体は安くなりますが、介護保険を使うまでは自分で頑張つて元気に生きて、という話になりますので、高齢者向けのジムや栄養管理をしてくれるサービスなどの民間事業が流行ってくるのではないかと、個人的には思っています。ただ、そういった介護保険の中に予防という観点がある仕組みは、介護保険を存続させるには無理があるのではないかと、言われているので、恐らくずっと議論されているのではないかと思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。他にご意見、ご質問がないようでしたら、資料4の計画案と資料5の介護保険料について承認を取りたいと思います。計画案と介護保険料について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

<一同挙手>

委員長 ありがとうございます、承認されました。

議題（6）その他

事務局 計画案について、ご承認いただきありがとうございます。パブリックコメントがもうまもなく始まりますが、それまでにさらに確認等していきたいと思つています。その際に軽微な間違いや文章の修正はさせていただきますが、皆さまにお諮りする時間がないので、委員長にご一任いただくというような取扱いをさせていただいてもよろしいでしょうか。

<異議なし>

事務局 ありがとうございます。では、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。事務連絡として、次回の委員会の日程ですが、2月16日（金）の午後2時から生涯学習センターで開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3 その他

委員長 では、議事をすべて終えましたので、事務局に進行をお返しいたします。

事務局 本日は長時間にわたり慎重なご審議、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。これをもちまして第5回高齢者保健福祉計画等推進委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。